

開催年月日 平成29年12月13日（水）  
 質問者 日本共産党 佐野 弘美 委員  
 答弁者 保健福祉部長 佐藤 敏  
 保険衛生担当局長 阪 正寛  
 国保医療課長 古郡 修

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>一 議案第6号「北海道国民健康保険条例案」について</p> <p>(一) 保険料収納必要額の見込額について                      先般報告されました国保事業費納付金の概算額と保険料収納必要額の見込額についてであります。お示された資料では、2自治体以外全ての市町村で減額されるように見えます。都道府県化によって保険料が下がるのでしょうか。保険料収納必要額と住民が支払う保険料とどう違うのですか、伺います。</p> <p>(二) 道民への説明について                      実際に住民が負担する保険料はこれから市町村が決めるものであり、示された保険料収納必要額とは違うというお答えでした。ですが、先日の報道では保険料が従前よりも下がるかのように報道され、それを見た道民の間に都道府県化によって保険料が下がるだろうという誤解が広がったのではないかと危惧をしております。                      道は道民にどう説明するおつもりでしょうか伺います。</p> <p>(二) 一 再 道民への説明について                      2町村以外で負担が減るとの報道は事実ではないということでしょうか。</p> <p>保険料はこれから市町村が決めるので、住民の負担がどうなるのかまだ分からないということでした。制度が始まる時は激変緩和など配慮されるよ</p>	<p><b>【国保医療課長】</b>                      保険料収納必要額と保険料についてであります。健康づくりの費用など、市町村個別の歳出や国や道からの交付金など、市町村個別の歳入を加味したものであります。                      一方で保険料は、この保険料収納必要額を賄うため、所得や加入者数の見込みに加え、一般会計からの法定外繰入などを考慮して市町村が決定するものでありまして、道がお示ししている保険料収納必要額とは異なるものとなっております。</p> <p><b>【国保医療課長】</b>                      新たな制度におけます保険料についてであります。新たな制度においても、保険料は引き続き市町村が決定するものでありまして、各市町村におきましては、保険料の算定にあたりそれぞれの実情に応じた独自の対策を講じる場合もあるものと考えております。                      こうしたことから、道としましては、これまでも、納付金の算定方法などを定めた運営方針をはじめ、制度改正の意義などについて道のホームページに掲載しますとともに、市町村に対し、広報に用いる情報等を提供してきたところであります。                      また、2月には納付金の確定額と併せて、全道統一的な算定による理論値として、標準的な保険料率をお示しすることとしておりまして、制度改正に伴う保険料への影響について、住民への適切な説明が行われますよう、引き続き市町村に対し助言等を行ってまいります。</p> <p><b>【国保医療課長】</b>                      保険料収納必要額と保険料についてであります。けれども、委員ご指摘の報道は、先日、道が当委員会へ報告した資料を基にしたものと理解しております。当該報告では参考資料として、平成30年度保険料収納必要額の見込額を平成28年度収納必要額との比較でお示したものでありまして、保険料とは異なるものであります。                      先ほども答弁申し上げたとおり、保険料は、保険料収納必要額を賄うため、所得や加入者数の見込みや法定外繰入などを考慮して市町村が決定するものでありまして、30年度の保険料はまだ定められていないものでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>うですが、納付金に入るとされる市町村の支出はあくまでも見込みの数値であり、また、法定外繰入がやめられると多くの市町村で上がっていくことになると思います。</p> <p><b>(三) 繰入解消の方針について</b>  一般会計からの繰入について解消の方針が出されています。住民に身近な行政である市町村は、国保料が上がると加入者が払えなくなることが分かっているため、苦しい財政をやりくりして繰入を行っています。法定外繰入を解消させるのであれば、その財源をどこに求めるお考えか伺います。</p> <p><b>【指摘】</b>  保険料収納率向上対策や保険者努力支援制度などでも、この負担は減らすことはできないと思います。  2015年の時点で、全道で113億円の繰入が行われていますが、この額には到底追いつくものではなく、大きな負担増となることは間違いありません。また、医療費適正化の名のもとで、地域医療を衰退させてはならないということを強く指摘をしておきます。</p> <p><b>(四) 繰入解消による影響について</b>  一覧表では減額になっているところでも、その自治体で一般会計からの法定外繰入をやめると保険料が上がる自治体も出てくるのではないかと考えますが、いかがか伺います。</p> <p><b>(五) 低所得者対策への交付金について</b>  市町村の判断なのでまだ分からないとのことですが、この状況で繰入をやめさせるという方針にはやはり納得ができません。国から低所得者対策などの交付金が出ていると思いますが、制度として永続的に出るものなのでしょうか。  また、国からの交付金の中に収納率に応じて増減する性質のものはあるのでしょうか、伺います。</p> <p><b>【指摘】</b>  低所得者の保険料軽減については、現時点でも制度を知らされていなかったり、市町村によっては、要件が厳しく必要な方に届かないといったことを伺っています。必要な方にきちんと行き渡るように市</p>	<p><b>【国保医療課長】</b>  一般会計からの法定外繰入についてであります。国保運営方針におきましては、単年度の決算補填や保険料の負担緩和に充てることを目的とした法定外繰入などを赤字として、その段階的な解消に取り組むこととしております。  市町村におきましては、法定外繰入の解消に向けて、保険料収納率向上対策や保険者努力支援制度などの活用により、歳入の増加を図るほか、医療費適正化など、様々な取組を進めるものと認識しております。</p> <p><b>【国保医療課長】</b>  保険料収納必要額などについてであります。このたびお示しした保険料収納必要額は、道への納付金額に市町村個別の歳入歳出を加味して算出したものであります。  各市町村におきましては、これを基礎としまして、加入者数の増減や所得の変動、医療費適正化に関する交付金の動向などを踏まえた上で、保険料を決定するものでありまして、その際、法定外繰入を含め、必要な措置につきまして適切に判断されるものと認識しております。</p> <p><b>【国保医療課長】</b>  加入者負担の緩和制度についてであります。低所得者の保険料軽減などとして、市町村の一般会計が国保特別会計へ繰り入れる経費に対しまして、国及び道が一定割合を負担する制度は、保険料負担の緩和及び国保財政の安定化のために法で定められたものでありまして、廃止などの議論はなされていないと承知しております。  なお、保険料収納対策の取組は、国の保険者努力支援制度の対象となっているところであります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>町村を支援していただきたいことを指摘させていただきます。また、収納率に応じた交付金の増額は市町村によっては更なる取立ての強化につながる恐れがあることを指摘いたします。</p> <p><b>(六) 保険料滞納世帯への対応について</b>  納付金を市町村から道へ100%納入を求められることになれば、現状でも90%前後の収納率のもと、市町村は収納率の上昇のため、過酷な取立てに駆り立てられることになるのではないかと危惧します。滞納世帯の生活実態をよく調査して、生活が困窮するような取立てや差押えがあってはならないと思うが、どう対応するのか伺います。</p> <p><b>【指摘】</b>  生活が著しく窮迫するおそれがある場合には停止もあり得るとのことではありますが、悪質滞納者は論外であります。払いたくても払えないという方の中には、元々窮迫している方が多いと思います。市町村に対しては、最低生計費を割り込むような対応を取らないようにぜひ徹底していただきたいということを指摘します。</p> <p><b>(七) 今後の取組について</b>  広大な本道で医療が偏在し、市町村ごとに保険給付費が異なる上に、産業構造や所得水準も差が大きいことから、保険料の統一や保険給付費削減の取組、負担軽減対策の統一は無理があるのではないかと考えます。市町村と加入者の意向を十分尊重すべきだと考えますが、今後どう取り組むのか伺います。</p> <p><b>【指摘】</b>  ご答弁の中に、「全道の加入者が支え合う観点から」という言葉がありましたが、国保は決して支え合い、助け合う制度ではなく、国保法第1条にもありますように、社会保障制度です。</p>	<p><b>【保険衛生担当局長】</b>  保険料の収納対策についてでございますが、各市町村においては、法令に基づき、特別な理由がある者に対し、保険料の減免やその徴収を猶予することとしており、それでもなお納付されない場合には、督促や催告等を実施し、十分な納付相談を行いながら、保険料の収納に努めるとともに、滞納処分も含めた対応を行っているものと承知しております。  また、滞納処分により生活が著しく窮迫するおそれがある場合には、処分の執行を停止することができるとされておりまして、道としては、今後とも研修会等を通じて、こうした法令に基づく適切な対応について、各市町村に対し周知してまいります。</p> <p><b>【保健福祉部長】</b>  新たな国保制度についてでございますが、この新たな国保制度への移行に当たりましては、所得や医療費水準の差による保険料の違いなどの課題に対応して、全道の加入者が支え合う観点から、納付金制度の導入により広域的な単位で医療費を負担する仕組みといたしますとともに、加入者負担の急激な上昇を緩和しながら、負担の公平化を進めて、将来的な保険料水準の統一を目指すといたしております。  こうした取組につきましては、これまでも市町村等と十分に協議をいたしますとともに、パブリックコメントにより広く道民の方々からご意見を伺った上で、国保運営方針として定めたものでございまして、これに基づき、市町村において、それぞれの状況に応じた必要な措置を検討するなどいたしまして、保険料が決定されるものでございます。  こうしたことで今後、市町村では、住民の方々への説明を行いながら、保険料の決定、また事務の標準化なども進めることとなることから、道といたしましては、地域の実情を十分踏まえながら、分かりやすい情報提供や助言に努めまして、円滑な制度移行に万全を期してまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>この観点から、国は財政支援を強化すべきであり、道はそこを強く求めるべきです。</p> <p>また、市町村の判断による法定外繰入は妨げてはならないこと、医療費適正化の名のもとに地域医療の衰退、削減を招いてはならないことを指摘申し上げます。</p>	